

改正 平成15年1月16日告示第9号

新潟県柏崎市中規模小売店舗立地に関する指導要綱を次のように定め、平成12年11月6日から実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の立地に関し、必要な情報の収集及び提供を行うことにより、その周辺的生活環境の保持について適切な配慮がなされることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるものをいう。

(中規模小売店舗新設の届出)

第3条 中規模小売店舗の新設(建物の床面積の変更及び既存の建物の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)を行おうとする者は、次項各号に掲げる書類を添付し、中規模小売店舗設置届出書(別記第1号様式)により、次に掲げる事項を建築確認申請書を提出しようとする日の30日前までに市長に届け出るものとする。

- (1) 中規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 土地所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (3) 中規模小売店舗を新設する日
 - (4) 中規模小売店舗の営業時間
 - (5) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (6) 当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (7) 前号の小売業を行う者が使用する売場の面積及び取り扱う主な品目
- 2 前項に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 付近状況図
- (2) 建物配置図
- (3) 建物平面図(店舗配置及び面積を確認することができるもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、柏崎商工会議所に通知するものとする。

一部改正〔平成15年告示9号〕

(説明会の開催)

第4条 中規模小売店舗の新設を行おうとする者は、当該中規模小売店舗に係る計画について、市内において説明会を開催するものとする。

2 前項の規定により説明会を開催した者は、説明会終了後、速やかに、中規模小売店舗説明会実施状況報告書(別記第2号様式)により、当該説明会の実施状況を市長に報告するものとする。

(変更又は廃止の届出)

第5条 中規模小売店舗の設置者は、第3条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は中規模小売店舗を廃止しようとするときは、速やかに、中規模小売店舗設置変更届出書(別記第3号様式)又は中規模小売店舗廃止届出書(別記第4号様式)により、市長に届け出るものとする。

(届出事項に対する意見)

第6条 市長は、第3条又は前条の規定による届出に係る事項について意見があるときは、書面(別記第5号様式)をもって改善の要請をするものとする。

2 前項の規定により改善の要請を受けた者は、市長が指定する日までに書面(別記第6号様式)をもって当該要請を受けた事項について回答をするものとする。

(開店後の周辺の生活環境の保持)

第7条 中規模小売店舗の設置者は、開店後においても周辺地域の生活環境に十分な注意を払い、必要な対策を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱の施行の際、現に設置されている中規模小売店舗は、この要綱に規定する手続を経て設置された中規模小売店舗とみなす。

前 文(抄)(平成15年1月16日告示第9号)

平成15年1月17日から実施する。